

富山県民の消費生活の 安定及び向上に関する条例

●条例改正の背景と目的

近年の規制緩和や高度情報化社会の進展等により、商品、サービス及びその取引方法が急速に多様化、複雑化するなど消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

富山県では、このような状況に対応するため、「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正しました。今後は、この条例に基づいて消費者施策を推進していきます。

平成18年10月1日施行



改正のポイント

I 総則的規定の整備

1 基本理念の拡充（第3条）

「消費者の権利の尊重」及び「消費者の自立の支援」を消費者施策の推進における基本理念としました。

なお、「消費者の自立の支援」については、事業者による適正な事業活動と消費者の年齢等の特性に配慮することを前提とします。



2 消費者の権利の拡充と明確化（第3条）

以下のとおり消費者の権利を定めました。

1. 消費生活における安全が確保される権利
2. 商品等について自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
3. 商品等について公正な取引条件が確保される権利
4. 消費生活に関し、必要な情報及び教育の機会が提供される権利
5. 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
6. 消費生活において被害を受けた場合に適切かつ迅速に救済される権利

3 事業者団体及び消費者団体の新たな位置付け

II 消費者の自立を支援するための規定の整備

1 基本理念に「消費者の自立の支援」を追加するとともに消費者の権利を拡充（第3条）

2 消費者に対する啓発活動及び教育の推進（第17条）

県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実するものとしました。

3 消費者に対する情報提供制度の充実（第8条の2）（第16条の2）

欠陥商品や悪質商法などによる消費者への重大な被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、県は県民に対し、直ちに、必要な情報を提供しなければならないものとしました。



4 県民の申出制度の新設（第34条）

本条例の規定に違反する事業者の事業活動により、Iの2に掲げる消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、県に対し、その旨を申し出て、適切な措置を講ずべきことを求めることができる制度を新設しました。

III 事業者による適正な事業活動を確保するための規定の整備

1 事業者の責務の見直し（第5条）

以下のとおり事業者の責務を定めました。

1. 消費生活における安全及び消費者との取引における公正を確保すること
2. 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること
3. 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること
4. 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること
5. 県が実施する消費者施策に協力すること

2 不当な取引行為の禁止（第14条）

多様化・巧妙化する悪質商法などに対応するため、事業者による不当な取引行為を下記のとおり5つに類型化して禁止しました。

禁止する詳細な行為の類型は、本条例の規則で定めます。



●契約の勧誘及び締結に関する不当な行為

消費者を欺くなど、不当な方法を用いて契約の締結を勧誘する行為等

●契約の内容に関する不当な行為

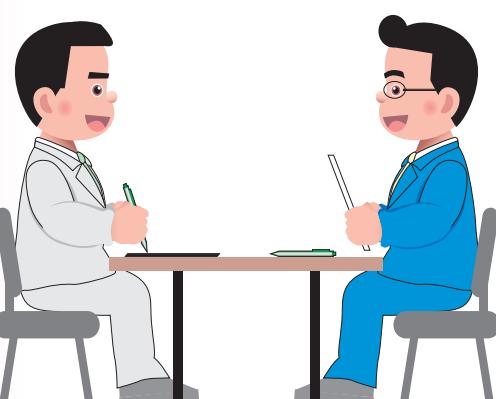
不当に高額な違約金を定めるなど、消費者の利益を不当に害する内容の契約を締結させる行為等

●債務の履行に関する不当な行為

強引に代金を取り立てるなど、不当な方法を用いて消費者に債務の履行を請求する行為等

●契約の解除等に関する不当な行為

有効なクーリング・オフの申出に応じないなど、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除を不当に妨げる行為等



●与信契約に関する不当な行為

消費者が販売店に騙されていることを知りながらクレジット契約を結ぶなど、信用の供与をする契約（与信契約）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず契約を締結する行為等

3 不当な取引行為に関する調査規定の新設（第15条）（第32条）

多様化・巧妙化する悪質商法等に対応するため、不当な取引行為を行っている疑いがある事業者に対して、立入調査を含む必要な調査を行うものとしました。

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の体系(概要)

目的(1条) 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、基本理念を定め、県及び事業者の責務、消費者の役割等を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ること

基本理念(3条) 消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない

消費者の権利の尊重

- (1)消費生活における安全が確保される権利
- (2)商品等について自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- (3)商品等について公正な取引条件が確保される権利
- (4)消費生活に関し、必要な情報及び教育の機会が提供される権利
- (5)消費者の意見が消費者施策に反映される権利
- (6)消費生活において被害を受けた場合に適切かつ迅速に救済される権利

消費者の自立の支援

- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるように支援する
- 消費生活における安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られなければならない
- 消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない

基本理念の実現に向けた各主体の責務及び役割

| | | | | | |
|---------------|-----------------------------------|---|--|--------------------------|-------------------------------------|
| 富山県 | 基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施する(4条) | 事業者 | 消費者 | 事業者団体 | 消費者団体 |
| (4条) 連携・協力 | ↑ (37条) 要請・協力 | (1)消費生活における安全及び消費者との取引における公正の確保 (2)消費者に対する必要な情報の明確かつ平易な提供 (3)消費者の知識、経験及び財産の状況等への配慮 (4)苦情処理体制の整備と苦情の適切な処理 (5)県が実施する消費者施策への協力(5条) | 自主的かつ合理的に行動するよう努めることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たす(6条) | 消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努める | 消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める |

具体的な施策

| | | | |
|--|--|--|---------------------------------------|
| 危害の防止 (7~8条の2) | 規格、表示、広告、計量、包装、容器の適正化 (9~13条) | 不当な取引行為の禁止 (14~16条の2) | 生活関連物資の確保 (24~28条) |
| 消費者の生命・身体・財産に危害を及ぼすおそれのある商品等を排除するための施策 | 消費者が商品等の内容や取引条件を容易に識別し又は適切な使用ができるよう必要な事項の表示等を義務付ける施策 | 事業者と消費者との間の取引形態が複雑・多様化する中で、事業者による不当な行為を規制するための施策 | 県民の生活に欠かせない物資について、円滑な流通や価格の安定を図るための施策 |
| 消費者苦情の処理(20条) 訴訟費用の貸付(22~23条) | 消費者への啓発活動及び消費者教育の推進等(17~18条) | 消費者団体の活動の促進(35条) | 資源及びエネルギーの有効利用(29条) |

施策の実効性の確保

| 措置 規制項目 | 緊急 情報 提供 | 立入 調査 | 指導 ・勧告 | 意見 聴取 | 公表 | 県民の申出制度 | 富山県消費生活審議会 | | |
|-------------|----------------|----------|-----------|----------|----|---|----------------------------|--|-----------------------------------|
| 商品等による危害の防止 | 8条の2 | 32条 | 8条 | 33条 | | 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置を講ずべきことを求めることができる(34条) | 消費者施策等に関する重要な事項の審議・調査(30条) | | |
| 規格・表示等適正化 | | | 12条 | | | | | | |
| 不当な取引行為の禁止 | 16条の2 | | 16条 | | | | | | |
| 生活関連物資の確保 | | | 28条 | | | | | | 富山県消費者苦情処理委員会 紛争の調停等(21条)(31条) |

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例についてのお問い合わせ 富山県生活環境文化部県民生活課 〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3129 ファックス076-444-3477 メールアドレスshouhi@pref.toyama.lg.jp